

## 令和2年第6回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年6月10日(水) 午後1時30分から午後3時35分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/  
/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右  
田博昭 10番/右田正臣 11番/高山悦子 12番/松永孝志 13番/緒方  
啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子 16番/水上義夫 17番/川口毅  
憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄  
(旭志分室) 下川利治  
(泗水分室) 角田公秀
- 5 議 題 議案第1号 農業委員会活動の点検・評価及び計画について  
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について  
議案第3号 あっせん登録届出について  
議案第4号 農地法第3条許可申請について  
議案第5号 農地法第4条許可申請について  
議案第6号 農地法第5条許可申請について  
議案第7号 農用地利用集積計画(案)について  
議案第8号 非農地通知について  
報 告 許可不要転用届出について  
土地改良届出について  
合意解約について  
そ の 他

## 《 開 会 》

**事務局長**) 定刻となりましたので、始めさせていただききたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、19名すべての委員さんにご出席いただいております、菊池市農業委員会会議規則第9条に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より「令和2年第6回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。先ず初めに丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

**会 長**) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づき、本日の議事録署名者として、指名をします。議席番号18番/守塚委員と議席番号19番/高木委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

## 《 議案審議 》

**事務局長**) 議事に入らせていただきます前に、お配りしておりました「議案書」に記載ミスがございましたので、差し替えがございます。45ページの「農用地利用集積計画総括表(案)」の数字に誤りがありましたので、お手元にお配りさせていただいております分と差し替えていただきますようお願いいたします。

修正箇所につきましては、一番上の/利用権設定(賃借権)の左側の今回の3行目/5~10年未満の筆数(田・畑)の覧の右側が3筆となっておりますが削除。右側の本年累計(暦年)の3行目/5~10年未満の筆数(田・畑)の覧の左側の#表示になっている部分が189筆、右側の44筆が41筆。下の行/10年以上の筆数(田・畑)の覧の左側の#表示になっている部分が309筆、右側の#表示になっている部分が110筆になります。5行下になりますが、(賃貸借・使用貸借)の本年累計(暦年)の小計の筆数(田・畑)の覧の左側の82筆が553筆、右側の45筆が217筆になります。大変申し訳ございませんでした。

**会 長**) 本日の議題は、第1号から第8号までの議案8件及び報告案件3件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局長**) 議案第1号/農業委員会活動の点検・評価及び計画について ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。農業委員会活動の点検・評価及び計画について、別

紙のとおりご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。補足させていただきますと、農業委員会法／第37条で、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農地等の利用最適化の推進状況やその他の事務の実施状況をインターネット等により公表することが義務付けられていることから、公表する様式の内容につきまして、ご審議いただくものでございます。

先ず「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご説明させていただきます。2ページをご覧ください。令和2年3月31日現在の農業委員会の状況」となっておりまして、耕地面積や農家数の内訳等の『農業の概要』及び『農業委員会の現在の体制』について記載しております。3ページをお開きください。「担い手への農地の利用集積・集約化」となっておりまして、『現状及び課題』、『令和元年度の目標及び実績』、『目標の達成に向けた活動』、『目標及び活動に対する評価』について記載しております。4ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」となっておりまして、『現状及び課題』、『令和元年度の目標及び実績』、『目標の達成に向けた活動』、『目標及び活動に対する評価』について記載しております。5ページをお開きください。「遊休農地に関する措置に関する評価」となっておりまして、『現状及び課題』、『令和元年度の目標及び実績』、『目標の達成に向けた活動』、『目標及び活動に対する評価』について記載しております。6ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」となっておりまして、『現状及び課題』、『令和元年度実績』、『活動計画・実績及び評価』について記載しております。開けていただいて、7ページ・8ページをご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」となっておりまして、『農地法第3条に基づく許可事務』、『農地転用に関する事務』、『農地所有適格法人からの報告への対応』、『情報の提供等』について記載しております。9ページをお開きください。「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び「事務の実施状況の公表等」について記載しております。

次に「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。令和2年4月1日現在の「農業委員会の状況」となっておりまして、農家数の内訳や耕地面積等の『農家・農地等の概要』及び『農業委員会の現在の体制』について記載しております。開けていただいて、11ページ・12ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」「遊休農地に関する措置」「違反転用への適正な対応」につきまして、『現状及び課題』、『令和2年度の目標及び活動計画』を記載しております。

説明は以上となりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長)「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画」につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんの挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。13ページをお開きください。別紙のとおり『農地所有適格法人設立届出』がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は4件となっております。14ページをご覧ください。1件目の『設立届出書』です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係・第2号関係・第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、農事組合法人で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員のお過半数が農業の常時従事者であることから、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしており、認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われます。17ページをお開きください。2件目の『設立届出書』です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係・第2号関係・第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、株式会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員のお過半数が農業の常時従事者であることから、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしており、認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われます。20ページをご覧ください。3件目の『設立届出書』です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係・第2号関係・第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、株式会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員のお過半数が農業の常時従事者であることから、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしており、認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われます。23ページをお開きください。4件目の『設立届出書』です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係・第2号関係・第3号関係・第4号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、株式会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員のお過半数が農業の常時従事者であることから、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしており、認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長)「農地所有適格法人設立届出」につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。

26ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人2件及び法人3件の5件となっております。27ページをお開きください。1件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の永田正一郎委員より、ご意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。申請者は高齢であります、まだまだ農業に対する意欲はありまして、ぜひ土地を取得したいということで、このようなあっせん登録になっております。

事務局長) 28ページをご覧ください。2件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の永田正一郎委員より、ご意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらと同じような条件です。基盤法によりまして、土地を取得したいということで申請になっております。

事務局長) 29ページをお開きください。3件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜

の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりです。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の水上委員より、ご意見を願います。

**水上委員)** 16番の水上です。この方は、先程適格法人届書をかけられた方です。肥育をされていて、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

**事務局長)** 30ページをご覧ください。4件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の緒方哲郎委員より、ご意見を願います。

**緒方哲郎委員)** 6番の緒方です。この申請人は、議案第2号で承認をいただきました法人でございます。今回この申請に関しましては、アスパラを作付けして収穫するということでの申請であります。問題ないと思います。ご審議、よろしく願います。

**事務局長)** 31ページをお開きください。5件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の荒木委員より、ご意見を願います。

**荒木委員)** 15番の荒木です。申請人さんは、両親と奥さんとの4人で営農をされております。主に米・麦・野菜の作付けを手広くされておられまして、農業を今意欲的にやっておられますし、認定農業者でもありますので、問題はないと思います。ご審議よろしく願います。

**会 長)** 「あっせん登録申出」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

事務局に確認ですが、31ページの5番目の10a当り単価は確認されて分かっているならば、教えていただきたいと思っております。

**事務局)** 後程基盤強化法の利用権設定のところが出てきますが、53ページに反当たり22,437円という風に貸し借りの金額を載せておりますので、こちらの方も22,437円となります。漏れておられまして申し訳ありませんでした。

右田博昭委員) 適格法人設立届出書の20ページですが、売上高が3年前から0で、申請日に属する年だけが278,400,000になっておりますが、3年前までの実績はないんですか。

事務局) こちらの法人が今年の5月の法人設立ということで、今回が初めての事業となりますので、過去の売上高はございません。

右田博昭委員) 9番の右田です。新しく設立した年だけのもので良いということですか。過去は入れる必要はないということですか。

事務局) 過去に実績がございませんので、設立した年だけになります。

高山委員) 11番の高山です。今の点に関していつも疑問に思っていたんですが、例えば17ページの〇〇〇〇〇は実績はあるけれど、過去の実績がないから書かれてないと思いますが、それはどこが違うんでしょうか。今回設立して届出をされているわけではなくて、設立していたけど届けられた時期が違うとかそういう区別ですか。

事務局) 〇〇〇〇〇さんに関しては、法人としては以前からされていましたが、今回はじめて農地所有適格法人の設立届は出されたということで実績はあるということです。〇〇〇〇〇さんに関しては、法人の設立自体が今年度ということですので、法人としての実績はないということで、個人でされていたという違いになります。

高山委員) 今の説明は分かりましたが、これはいつ設立されていたというのはどこか書いてあるんでしょうか。

事務局) 法人の方でしょうか。一応議案の方には設立届出書しか載せてないんですけれども、添付書類として全部履歴事項証明書、定款の写し等を付けていただいておりますので、そちらの方で設立の年月日は確認しております。履歴事項証明書までは議案の方には載せておりませんので、そちらは分かりにくかったのかなと思います。申し訳ありません。

高山委員) 説明の時に一言入れていただければ、皆さん区別して理解されるのではないかと思います。

会 長) 次回からはそういった説明で、よろしく願いいたします。

永田正一郎委員) この農地所有適格法人と書いてありますよね。〇〇〇〇〇は消してあるんでしょうか。

**事務局)** こちらは、決裁をとって回す形になっているんですが、決裁の枠が消し切れてないということで、消しているという訳ではありません。決裁のゴム印を押す前に印刷すればよかったのですが、後になってしまったので、こういった形になっております。

**会 長)** 他にご質問やご意見等はございませんか。

( 質問・意見なし )

**会 長)** ご質問やご意見もないようですので、登録することにご異議のない委員さんの挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**会 長)** 全員挙手ですので、登録することに決定いたします。  
次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局長)** 議案第4号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。32ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転／8件・賃貸借権設定／1件・使用貸借権設定／1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

**会 長)** それでは、「所有権移転」の1番につきまして、説明をお願いいたします。

**事務局)** 今月の案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、まず1番です。33ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

**高木委員)** 19番の高木です。5日に角田推進委員と現地を確認してきました。場所は、市役所から菊池溪谷方面へ約4km行った、国道387号線沿いにあります。小高い山を造成して太陽光の建設中で、東側斜面に堀畑があり、土砂が流出して迷惑がかかる恐れがあったために売買が成立したようでございます。問題はないかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。譲渡人・譲受人さんは兄弟です。議案書にありますように、譲渡人さんの住所が県外となっており管理できないということから、譲受人さんの方に贈与という形で所有権移転されたものです。2筆とも確認しましたところ、きちんと管理されておりました。何ら問題ないと思います。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。5日に現地調査をいたしました。現地は、コッコファームから鹿本へ向かう菊池グリーンロードの花房の交差点までの中間地点にあります構造改善された一角にあります。譲渡人・譲受人による贈与という形での申請になっております。現在、飼料を作られております。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員) 5番の榎田です。譲渡人と譲受人、お互いの要望による所有権の移転です。申請地は、七城町清水で私の集落内にあります。先日確認しました。農振農用地に指定されていない生産性の低い農地です。譲受人の自宅の北側に隣接している農地で、譲受人は建設業の傍ら農業をされており、今回の農地では大豆を作付けされる予定です。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、5番と6番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 5番と6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 5番と6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤です。この農地は、譲渡人の方の弟さんの農地でした。昨年お亡くなりになられ、熊本市にお住まいのお姉さんが相続されております。5番と6番の譲受人の方は、以前からこの農地を小作しておられ、譲渡人の方から買ってもらえないかという話があがり、話がまとまりました。ちゃんと管理もされております。何ら問題もございません。よろしく審議の程、お願いいたします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。この案件は贈与となっておりますが、実は譲渡人さんの自宅の隣に譲受人さんの竹山があり、以前から譲渡人さんがこの竹山を欲しがっておられ、今回お互いにこの農地と交換ということに話がついたようです。譲受人さんは、米作りを中心にシイタケ栽培をしておられますので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。34ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は菊池市営住宅泗水あさひ西団地の北西200mの位置にある1種農地です。譲受人さんは昨年、営農型太陽光発電設備を申請・施工された養鶏場を経営される法人です。今回、高齢になられた譲渡人さんからの要望により、譲受人さんとの話し合いで売買が成立しました。当該地の現況は、酪農家が小作をされ、飼料用トウモロコシが植えられています。また、譲受人さんの営農型太陽光発電設備と隣接しており、今後榊を植えようかまだ思案中ということですが問題はないと考えます。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

会 長) 次に「賃貸借権設定」の1番をお願いいたします。

事務局) 35ページをご覧ください。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。これは借受人さんの要望による賃貸借権設定です。場所は、緒方建設の西の方の蟹穴地区になります。この土地で今まで農地で、作業受託で耕作されていましたが、この度、所有者の希望もありまして賃借の話がまとまりました。ハウスも建っており、中にはハウレン草を作付けされるそうです。問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に「使用貸借権設定」の1番をお願いいたします。

事務局) 36ページになります。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。経営移譲年金受給のための使用貸借権の申請です。場所は、七城のメロンドームから北側の台大地のところと菊鹿町の境界近くの農地です。問題はないと思われます。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 「農地法第3条の許可申請」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。35ページの借受人の〇〇〇〇〇はどんな会社でしょうか。

事務局) 合志市で法人をされておりまして、菊池市でもハウレン草等を栽培されている会社でございます。

高山委員) ハウレン草の栽培と販売をされているということですか。

事務局) はい。

会 長) 他にご質問やご意見等はございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。  
次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第5号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。  
37ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします

会 長) それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 38ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から南に約15mの土地です。農地区分につきましては、都市計画法で用途地域として定められております第2種住居地域であることから、第3種農地に該当し、転用目的が個人住宅で許可は可能な場所です。また、東側に里道がありましてその境界につきましては、里道管理者である市と境界立ち合いを行われます。現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の申請地は、菊池市役所より南側に菊池市生涯学習センターのところにございます、その駐車場の横に位置します。現地調査を6月5日に丸山会長、事務局、代理人さん、近藤推進委員さん、私でしました。両親との同居を目的とし、バリアフリー住宅の新築を考えられました。土地は自己所有地を優先的に検討され、利便性と必要面積が確保される申請地を選定されました。計画概要は議案書のとおりでございます。給水排水は市の上水道を利用されます。生活雑排水は市の下水道を利用されます。雨水は雨水浸透枳に集め処理され、オーバーフロー分のみ道路の側溝に合流されます。造成中の被害防除対策とし

まして、防除シートなどにより隣地への影響がないように配慮されます。申請する農地は自己所有地のみでありますから、問題は生じません。完成後の被害防除対策は、隣地境界にはブロック塀を撤去されます。資金計画もちゃんとしてありました。また、この申請地は第3種農地でございますので、このようなことから転用はいた仕方がないのではと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北北東に約7km、県道鯛生菊池線から西に約1kmの土地です。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地に該当し、転用目的は植林となっております。こちらは既に50年生の杉が植えてあり、申請者の父の代から山林と思い込んでいたということで、始末書が添付してあります。お手元の資料38ページでは1,000本となっておりますが、6月5日の現地確認の際に、所有地山林を含めた本数であったことが分かり、実際は450本ということで訂正をお願いしたいと思います。現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。6月5日に現場立ち合いをいたしました。場所は龍門ダム本体より600mくらい上流の左岸側の奥の山です。申請人の父たちが植林されていて、今は故人となっております。山全体の面積は、2haくらいということで、現在は全体で1,000本くらいの杉が植えてあるそうです。今回の畑だったところには、450本程杉があるそうです。共有者の一人が熊本へ移転され、それを機に一人所有者となるため、今回の農地に植えていたことが分かったそうです。現況は畑の面影などなく、50年生杉の大木が植わっております。転用はやむを得ないと思います。始末書も付けてあり、父たちの時代の植林でどうしようもなかったと反省もしておられます。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 「農地法第4条の許可申請」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。

39ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転／10件・賃貸借権設定／1件・使用貸借権設定／3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、「所有権移転」の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) それでは番号1番です。資料40ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、田20㎡の所有権を取得しまして、宅地拡張に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市役所から東に約3.4kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha未滿の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。スクリーンの現況写真にもありますけども、転用者は、平成9年に個人住宅の農地転用の許可を受けた後に住宅を建てられましたが、その時に誤って今回の申請地を未転用のまま住宅の木戸口として利用されておられることから、始末書が添付されています。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。6月5日、事務局と会長、推進委員、私とで現地を確認致しました。場所は今ご紹介がありましたように、河原郵便局から東へ約3km行った下河原という集落でございます。農地であったところを農地転用許可を受け、30年前に住宅を建てられたそうです。ただ、今回問題になっている木戸口が当時ならかな坂であったけれども、今回石段をつけ門地を建てられ、立派な裏玄関として使用されております。2年前に、突べりであったために変更しようとしたら、玄関部分が農振から外れてなかったとのことで、今回の申請になったようでございます。宅地拡張用地として区長の同意書もとっており、始末書も添付してあります。

私としましては仕方のないことだと思っておりますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

**会 長)** 次に、2番と3番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

**事務局)** 番号2番と3番になります。こちらの案件については、農地を個人住宅4軒に分譲する計画でありまして、そのうちの2軒について転用許可の申請がっております。いずれも、譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。2番の転用者は個人で、畑378㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。また、3番の転用者も個人で、畑570㎡の所有権を取得し、個人住宅と公衆用道路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分になります。黄色の菊池市役所から西に約2kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地に該当しますが、今回申請のありました個人住宅は、集落に接続して設置されることとなります。位置図、それから現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

**会 長)** 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方哲郎委員)** 6番の緒方です。6月5日に、丸山会長、原田推進委員、事務局の立ち合いの下、現地調査をしていただきました。譲渡人、譲受人、土地の所在地、転用目的、施設の概要は議案書のとおりです。申請地は、糸岡石油のある北原交差点をパチンコ屋さんがたくさんある方に向かっていただいて、パチンコ屋さんがあるX字交差点を山鹿方面へ直進していただき、100m程行きますと押ボタンの信号がありますが、その交差点を右折して神来集落の方へ向かい、概ね200m程進むと交差点がありますが、そこを左折してすぐ左手の土地になります。北側は道路を挟んで住宅地、あと三方は畑となっております。2番の方については、現在貸家住まいでおられて会社勤めであり、生活環境がよく静かで住宅地としては良好であるということで、この土地を選定されました。給排水計画については、上水に関しましては、市の上水道に接続。生活雑排水汚水については、合併浄化槽を設置し、宅内側溝から市道側溝へ接続するというので、これは排水同意をとってあります。雨水に関しましては、浸透枳を4か所設置して地下浸透とするということでございました。被害防除計画について、造成中・完成後の被害防除対策についてはしっかり行き、万が一発生した場合は、当方において責任を持って対応するというのでございました。また、3番の方におきましては、農地以外の土地を購入交渉されておりましたが、なかなか取得するに至らずにこの土地の選定となったということでございました。5人家族で菊池市に住まいを構えて、環境が整っているこの場所で生活をしたいということでの必要性であります。給排水計画については、2番の方と同様に、上水道に関しましては、市の上水道に接続。生活雑排水汚水に関しまし

ては、合併浄化槽を設置し既存の側溝へ接続すると、こちらも排水同意はとられております。雨水に関しましては、宅内の浸透枳で処理をするということをございました。被害防除計画は、造成中・完成後に関しましては、しっかりとした対処を行いながら、万が一被害が生じた場合には、責任を持って対処するというございました。以上のようなことから、転用やむなしと考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

**会 長)** 次に、4番をお願いいたします。

**事務局)** 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は、太陽光発電による売電事業等を行う法人で、畑1,355㎡の所有権を取得し、太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色の菊池市役所から西に約2.3kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。位置図、現況写真については、スクリーンをご覧ください。なお、太陽光パネル220枚を設置する計画となっています。以上です。

**会 長)** 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方哲郎委員)** 6番の緒方です。6月5日、丸山会長、野村推進委員、事務局立ち合いの下、現地調査をしていただきました。譲渡人、譲受人、土地の所在地、転用目的、施設の概要については、議案書のとおりです。太陽光発電設備の設置でございします。申請地は、糸岡石油のある北原交差点を、パチンコ屋さんの方面へ向かっていただいて、パチンコ屋さんのあるX字交差点を七城方面へ左の方へ行っていただき、菊ノ池小学校から来た信号の交差点を直進、100m程進むと左カーブになっておりますが、その交差点を右折して、概ね100m程行った左手になります。北側、東側、西側共に住宅が建っており、南側のみに墓地等がある場所でございます。この譲受人の会社は、再生可能エネルギーによる売電事業等の管理運営業務に取り組んでいる会社でありまして、今回の選定条件として、日照条件がよいことなどを挙げておられます。給排水計画については、給水は不要、汚水は発生しない。雨水排水処理は、計画地内に雨水浸透枳を数か所設置し、計画地内で処理をするということをございました。造成中・完成後の被害防除計画については、しっかりと対応し、何か問題が生じた場合は、速やかに対処するというございました。その他、菊池土地改良区の意見書も添付されており、菊池市の環境基本条例に基づく事前協議も令和元年10月24日に行われており、その際に近隣隣接地の同意書もとっておられます。また、令和2年2月3日付で事業承継届も出ているようなことから、転用やむなしと考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、現在自宅の駐車場が不足する場合には車を駐車させてもらっている自宅に隣接する畑98㎡の所有権を取得し、駐車場に転用する案件です。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市泗水支所から北東に約2.8kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。5日の日に現地確認をいたしました。スクリーンにありますように、これは先の方に畑があります、そこへの進入道路となっているところです。スクリーンの右側が申請者の宅地でありまして、駐車場がもちろんあるんですが、車が3台程駐車できますが、車を他にも持っておられますので、入りきらない車をこの進入道路に駐車するというので、日頃から使っておられましたが、これを譲り受け移転ということで所有者の了解を得まして、ここにまた新しく駐車したいということで、今回の所有権移転申請になっております。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。利用者は個人で、田418㎡の所有権を取得し、太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市役所から南西に約4kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。なお、太陽光パネル100枚を設置する計画となっております。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 5日の日にこちらでも現地確認をいたしました。国道の花房郵便局から西の方に向かいます広瀬の道路の中間地点にあります。スクリーンを見ていきますと、この土地に、一部太陽光設備が設置されておりますが、この前の方の土地が申請地であります。なぜこの全部に太陽光が設置されていなかったのかと申しますと、何か農振区域に入っていたということで、ここの部分だけが現在まで残ってい

たということです。現在農振の枠から外れまして、今度後ろの方の太陽光設置されました譲渡人の方に所有権を移転して、また太陽光発電装置を設置したいという申請になっております。何ら問題ないと思います。

**会 長)** 次に、7番をお願いいたします。

**事務局)** 番号7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑274㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池泗水支所から北東に約2.6kmの場所に位置します。農地区分につきましては、当初は机上による調査により、第1種農地と判断していましたが、現地で確認しましたところ概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。恐れ入りますが、議案書の農地区分の「1種」を「2種」に訂正いただきますようお願いいたします。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

**会 長)** 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田正一郎委員)** 7番の永田です。こちら5日の日に現地確認をいたしました。現地は、菊池農業高校の裏道路の方から入りまして、ファミリーマートの裏の位置にあり、約50m入ったところに位置するところです。現在はスクリーンのように荒れておりますが、周りは右も左も後ろも住宅ばかりです。前は道路に位置しているところでございます。ここに個人住宅の方を建設したいという申請依頼です。上水道・下水道は、市の公共上水道・下水道に接続したいということでございます。受領に際しましては、被害がないように進めたいということでございます。何ら問題ないと思います。

**会 長)** 次に、8番をお願いいたします。

**事務局)** 番号8番です。資料は41ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、田389㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市七城支所から南に約1.5kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。位置図及び現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**守塚委員)** 18番の守塚です。転用場所は、七城町前川地区の中心部にあります。宅地に囲まれた場所で、農業生産性が低い農地です。申請人は現在合志市のアパートに住んでおりますが、子どもが大きくなり手狭になったため、個人住宅を建てたいと思われまして、今回の申請になっております。給排水計画については、給水はボーリングによる給水で、生活雑排水は公共下水道に接続されます。敷地内の雨水は浸透枡による処理になっております。問題ないと思われまして、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

**会 長)** 次に、9番をお願ひいたします。

**事務局)** 番号9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑587㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市泗水支所から北東に約1.1kmの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地に該当しますが、今回申請がありました個人住宅は、集落に接続して設置されることとなります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

**会 長)** 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

**右田博昭委員)** 9番の右田です。申請地は菊池養生園の裏、南西に50m、申請人さんの実家の隣になります。第1種農地になっておりますが、周りは住宅や牛舎等が建ち並んでいます。申請人さんは、現在合志市のアパートに居住されており、今後子どもの成長に伴い手狭になるため、現在実家の家庭菜園に利用されている祖父所有の土地を譲受け、実家の隣に戸建ての個人住宅を新築されるものです。計画概要については、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については、雨水浸透枡を数か所設置し、敷地内で処理します。造成中・完成後の被害防除対策については、細心の注意をはらい、万が一被害を及ぼした場合には速やかに対策を講じます。祖父から孫への所有権の移転ということで、問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

**会 長)** 次に、10番をお願ひいたします。

**事務局)** 番号10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑302㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市泗水支所から北に約820mの場所に位置します。農地区分は、上下水道及び下水道の埋設管のある道

路の沿道地域で、概ね500m以内に古賀医院と吉富保育園がある農地であることから、第3種農地に該当します。位置図及び現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿いにしすいラドン温泉先の分岐点を左へ旧道まちなか方面に入り、100m以内の位置にあります。およそ500m以内に小中学校、病院、郵便局、ショッピングセンター等々最良な住環境で、周りは住宅地になっております。さらには交通の便も良好であり、最適地として選定されました。申請人は現在合志市に借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭になったため戸建て個人住宅を新築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については、雨水浸透枳を数か所設置し、敷地内にて処理いたします。被害防除計画については、造成中・完成後とも細心の注意をはらい、万が一何か問題が発生した場合には、速やかに対応いたします。以上のことで、問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に「賃貸借権設定」の1番をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の番号1番です。資料は42ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は、農業機械の販売・修理等を行う法人で、事業所に隣接する田452㎡を借地権により借り受けて、農機具置き場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市七城支所から東に約590mの場所に位置します。農地区分は、概ね10ha以上の拡がりのある区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、現在1,047㎡の既存施設の規模をその2分の1以下での面積で拡げることから、施設拡張に該当します。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員) 5番の榎田です。申請地は、七城支所から東へ600m程離れた間所地区内にあります。転用場所は、現在営業を一時休止している中九州クボタ営業所の裏側になります。営業をするには施設が手狭なため、農機具置き場のスペースが確保出来たら営業を再開する予定だそうです。排水計画については、生活雑排水はありません。敷地内の雨水は、自然浸透による処理になっております。以上のことから問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

会 長) 次に「使用貸借権設定」の1番をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権設定の番号1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑495㎡の使用貸借により借り受けて、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分になります。黄色の菊池市役所から北に約2.3kmの場所に位置します。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。同じく5日の日に、事務局、会長、推進委員、私とで現地を確認いたしました。場所は、菊池神社から龍門ダムへ向かう県道筋で、旧豊間小学校から南へ300mくらいのところに位置します。申請者は現在親と同居しておりますが、結婚を機に同居も考えておられましたが、家も古く手狭であるために、親が所有している畑に建築することになったそうです。建築代金は親からの融資。給水はボーリングによる給水、排水は合併浄化槽で処理後道路側溝に放流。雨水は浸透枳によって処理ということです。排水同意もとっておられます。ただ、住宅が建って出入りするところが、歩道を横切って侵入するため、県の方に許可をとってもらうようお願いはしてあります。皆様方のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、田483㎡を使用貸借により借り受けて、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市役所から南西に約1.7kmの場所に位置します。農地区分は、上下水道及び下水道の埋設管のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に菊池郡市医師会立病院ともみじ歯科病院がある農地であることから、第3種農地に該当します。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。6月5日に、丸山会長、野村推進委員、事務局立ち合いの下、現地調査をしていただきました。貸付人、借受人、土地の所在地、転用

目的、施設の概要は議案書のとおりです。申請地はトヨタの販売店、後藤商会等があります大琳寺の交差点を主要地方道植木インター菊池線を七城方面へ行きますと、ダイレックスのお店があつてそれを少し進みますと、右手に花屋さんがありますが、その手前から右斜め方向の道路に入って行って、概ね100m程行った右側になるところです。北側は宅地、東側西側は住宅が建っており、南側は道路となっております。現在申請人は、祖父母、父母、申請人夫婦、子ども3人の4世代の同居でありまして、申請地の隣にお住まいです。今後、子どもの成長等を考えると手狭になるということから、この隣の申請地に戸建ての住宅を建てるという計画を立てられました。また、将来父母の介護等を考えた時には隣接地がいいだろうというお考えでもございました。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、生活雑排水汚水については、公共下水道に接続。雨水については、排水路を経由し南側水路に流すということで、排水同意もとられております。造成中・完成後の被害防除計画についてはしっかりと対応し、もし被害が生じた場合には、こちらで対応するということでもございました。また、周囲に農地はなく、耕作等の被害・障害はないものと思われるということで、転用はやむなしと考えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

**会 長)** 次に、3番をお願いいたします。

**事務局)** 番号3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑3,149㎡を使用貸借により借り受けて、牛舎・堆肥舎・牛の運動場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色の菊池市七城支所から北に約2.7kmの場所に位置します。農地区分は、農振農用地に該当しますが、農業用施設用地に用途区分を変更してあります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。以上です。

**会 長)** 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**歌丸委員)** 3番の歌丸です。転用場所は、七城メロンドームから北側へ約2km程進んだ台大地にあります。申請人は山鹿市鹿本町在住ですが、現在申請地の隣接で牛の肥育を行っておられます。今回は既存施設の拡張ということで、牛舎と堆肥舎を建設する計画です。給排水計画については、給水については隣接地による給水で、生活雑排水はありません。汚水については、管理トイレを設置し汲み取りを行う計画です。敷地内の雨水は自然浸透による処理を基本として、オーバーフローした場合は土地改良区の水路に放流する計画です。これは許可も受けておられます。問題はないと思われまます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長)「農地法第5条の許可申請」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

川口委員) 17番の川口です。40ページの3番の概要の中で、公衆用の道路というのがありますが、これについて、もう少し説明していただけませんか。

事務局) 4区画に住宅が建つようになっているのですが、その真ん中が共有の道路になります。そこと右下の2筆を今回申請されています。

川口委員) 公衆用の道路とは、どういう意味ですか。

事務局) この区画の中で共有で使う道路です。

川口委員) それがここに入っているということは、個人のものではないということですか。

事務局) いいえ、個人のもので。

川口委員) 個人のものだけど、共有地ということですか。

事務局) 後程、共有地として登記されるということでした。

川口委員) 市のものにするとか、そういうことではないんですか。

事務局) そうではなくて、この住宅地の中の4軒共有か2軒共有かになると思いますが、その辺は詳しく分かりません。

川口委員) 面積は、個人での決定権を持ってらっしゃるということですか。

事務局) 今のところ、まだ共有化ができていませんので、とりあえずその名義で転用して、最終的には共有で登記されるということでした。

川口委員) 4軒とか2軒の人たちが共有権を持つということでの公衆用道路ということですか。

事務局) はい。

会 長) 他にご質問やご意見等はございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。  
次に、議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第7号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。44ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長) 全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 45ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定24件、使用貸借権設定1件、中間事業による賃借権設定19件・使用貸借権設定2件、所有権移転8件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。47ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。父から子への農業用施設の贈与になります。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今事務局の方から説明がありましたように、父から子への贈与でございます。何ら問題ないと思えます。ご審議よろしくお願いたします。また、6月5日に現地確認に行きまして参りました。ちゃんと整理整頓が出来ていました。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。この案件に

つきましては、農業用施設であります堆肥舎へ転用するものです。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色しました菊池市役所から南西6kmのところに位置するところです。位置図、現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。5日の日に現地確認を関係者で行いました。現地は、菊池グリーンロード沿いのココファームと花房交差点の中間地点に位置します。この近くで養豚業を営んでおりますので、豚舎がありまして、その糞尿の処理のため、ここに堆肥舎を建設、攪拌して処理したいということで、この計画になっております。隣接の方との同意はとれているのかということを確認しましたが、なかなか畦畔が荒れておりまして、隣との確認も現在のところ充分になされておられません。ここに盛土しまして、堆肥舎及び駐車スペース、自動車転回スペース、堆肥搬出作業スペースということで、建設されるようです。この〇〇〇〇〇さんはいろいろ毎回あがって参りますが、隣との境界というかそういう面において、なかなかはっきりしない状態でございます。今回も同意がとれておりませんので、せめて境界だけでもはっきりしてくれ、と申し上げておきました。この所有権移転に関しては、私は問題ないと思いますが、そののところだけが今後どのようになるのかわかりませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。この所有権を受ける方は、先程あつせん登録申請と法人の設立申請が出ておりました。養豚業を営んでおられます。この土地は、所有権を受ける方の隣に位置していますので、お互いの合意によりまして所有権の移転という話になりました。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田正一郎委員)** 7番の永田です。こちらも先程あっせん登録申請に出ました。所有権を移転される方・受ける方、お互いに3反1筆の田んぼを分割されておりましたので、その隣接ということで所有権移転を受ける方が隣の田んぼを買おうということで、所有権の移転になっております。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

**会 長)** 次に、5番をお願ひいたします。

**事務局)** 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長)** 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

**歌丸委員)** 3番の歌丸です。譲渡人さんの要望による所有権移転です。場所は、七城町のメロンドームから北西へ約3km程進んだところにあります。譲渡人さんは、営農を縮小されており、今回の申請になりました。譲受人さんは、今回の農地でアスパラを作る予定です。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**会 長)** 次に、6番をお願ひいたします。

**事務局)** 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長)** 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

**水上委員)** 16番の水上です。所有権を移転する方が高齢のために、他の人に小作されてましたが、小作されてる方も年をとって作れなくなったということで戻され、所有権の移転を受ける者の田んぼと隣接しているので、そこで売買が整いました。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

**会 長)** 次に、7番をお願ひいたします。

**事務局)** 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの案件につきましては、農業用施設であります牛舎へ転用するものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色しました菊池市旭志支所から東南に約1.8kmの場所になります。位置図・現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

水上委員) 16番の水上です。今回の土地は、新しく牛舎を建てたいということで、既存の牛舎についていますので、そこを農協の仲介で購入することになりました。生活排水は、牛舎のため出ません。雨水は、敷地内で処理するということでした。給水は、既存のボーリングの水をそのまま使うということでした。隣接の農地の承諾書もとれています。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。所有権の移転を受ける方は酪農家で、認定農業者です。この農地は現在小作をされておりますので、所有権の移転をする方と話がまとまったようです。問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転／8件のほか、賃貸借権設定／24件、使用貸借権設定／1件、中間管理事業／21件となっております。しばらくお時間をお取りしますので、内容をご確認していただきますようお願いいたします。

( 議案の内容確認 )

会 長) 議案の内容をご確認していただいたと思いますので、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。47ページの2番ですけれども、さっきの説明の中で、内容的には問題ないだろうという説明だったんですが、境界問題があるというような説明だったと思うんですけども、そういうところに関しては、委員会としてこのまま通してしまっても良いのだろうかという疑問があります。

事務局) 今回の件については、特に境界で揉めているというわけではないのですが、申請者の方にそういったことがないようにしてくれという風にお伝えしないといけないとは思っています。

緒方哲郎委員) 先程の説明で、境界がはっきりしていないというような説明だった気がするのですが。

会 長) 隣接農地のこの田んぼが若干低い部分が今回の申請地で、そこをグリーンロードの道路並みの高さに盛土して、そこに堆肥舎を建てるという計画の申請ですが、コの字みたいところが段上になっているので、その斜めのところの法尻が境界ということで、盛土するときに境界の立ち合いをきちんとしておかないと、法尻ならば盛土して直に上げたら傾斜の部分は他人の土地になってしまうので、その指摘はしましたけど、そこら辺が業者さんや地権者さんと話がどうなっているのかが私たちも分からない状態ではあります。

緒方哲郎委員) 境界があって、農地ともう一つの方は市の所有の法面のところということですか。

会 長) 法面のところは、私もはっきり分からないのですが、グリーンロードから農道というかそういった作業道は入っているということで、その確認はしていません。

緒方哲郎委員) 別に良いということであればいいのですが、後々揉めるようなことになると境界で何かあるといけないと思って、その辺をしっかりとさせていただくと良いと思います。

会 長) 今言われるように、その法尻の話は出来ていないという話は申請者さんと話されてきました。ただ、仮定の話ですが、買収するという計画を持っているという未定の話がありますが、今回は、あくまでも堆肥舎の部分だけの農地の申請でしょう、ということで話はしておきましたが、それから先はどういったやり方をされるのかというのは、確認はしていないのですが。

緒方哲郎委員) 移転を受けられる方が何か色々あるというのがあったものですから、しっかりとしておいた方が後々何か出てきた時にどうかと思ったのですが、そこが問題ないということであれば大丈夫です。

事務局) 圃場整備の絡みもありますので、そこは圃場整備の農林整備課の方とも確認しまして、心配されるのが境界の問題だと思いますので、圃場整備の名義人さんがどなたになっているのかを確認して、その方ときちんとしていただくように、申請者さんにはお伝えしようと思っています。

会 長) 他にご質問やご意見等はございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、議案第8号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第8号／非農地通知について、ご説明させていただきます。66ページをご覧ください。農地・非農地の判断につきまして、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。開けていただいて、67ページをご覧ください。土地の所在地、登記地目、登記面積、所有者、現地確認日、現地確認農業委員及び推進委員につきましては、表に記載のとおりでございます。位置図につきましては、68ページをご覧ください。申し訳ございませんが、所在地の地番の記載漏れがありますので、枝番／369を記入していただきますようお願いいたします。当該地は、中山間地域にあり、永年耕作されておらず、森林の様相を呈していることから、農地としての再生は困難であり、非農地とすることはやむを得ないものと思われま。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) 「非農地通知」につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議の無い委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定いたします。  
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 69ページをお開きください。報告案件は、『許可不要転用届出』『土地改良届出』『合意解約』の3件となっております。先ず『許可不要転用届出』でございます。今回は、「携帯電話用無線基地局新設」1件で、詳細につきましては、70ページに記載のとおりでございます。次に『土地改良届出』でございます。今回は1件で、詳細につきましては、71ページに記載のとおりでございます。次に『合意解約』でございます。今回は、農地法第18条の規定による合意解約通知が14

件あっており、詳細につきましては、72ページから75ページに記載のとおりで  
ございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がありましたが、何かご質問や  
ご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、報告案件につきましては事務局からの  
説明どおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、「その他」で何  
かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、これをもちまして『令和2年第6回菊  
池市農業委員会会議』を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩